

○宇和島市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱

令和 7 年 3 月 4 日

水道局告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇和島市水道事業会計規程（令和 7 年水管規程第 40 号）第 87 条の 3 により準用する宇和島市契約規則（平成 17 年規則第 56 号）第 20 条の規定に基づき、宇和島市上下水道局が行う宇和島市水道事業における競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格及び競争入札又は随意契約に付そうとする場合における業者の選定要綱を定めるものとする。

(資格審査)

第 2 条 市長は、競争入札に参加するために必要な資格の審査を受けようとする者の競争入札参加資格について、次に掲げる事項につき資格審査を行うものとする。

- (1) 建設工事の種類別年間平均完成工事高
- (2) 自己資本額（法人の場合）
- (3) 建設業に従事する職員の数
- (4) 建設機械等の保有量
- (5) 営業年数
- (6) 工事種類ごとの工事成績及び工事経歴等

(資格者名簿の作成及び格付)

第 3 条 市長は、前条の規定により資格を有すると認めた者については資格者名簿を作成するものとする。

2 前項の規定により資格者名簿に登載された業者については、別表により格付し名簿を作成するものとする。ただし、別表に掲げる以外のものについては、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成 17 年告示第 12 号）（以下「市要綱」という。）第 6 条第 2 項の規定により、宇和島市において格付されたときはその名簿を準用し、その他のものについては、資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

3 格付は、原則として 2 年に 1 回行い当該年度の格付が決定するまでは従前の格付によるものとする。

(業者の選定及び発注区分)

第 4 条 業者の選定は、第 3 条に規定する資格者名簿に登載された業者のうちから行うものとする。

2 別表に定める発注対象工事の業者を選定しようとするときは、当該工事の実施設計工費（請負に付すべき金額に支給材料費を加算した工事費）に対応する格付に属

する者から行うものとする。ただし、指名競争入札及び随意契約による場合が必要があると認めるときは、当該格付の直近上位の工事に選定することができる。この場合において、直近上位に入る者の数は当該工事の指名業者数の2分の1（その数に計算上の端数を生じた場合は切り捨てる。）を超えることができないものとする。

3 災害復旧工事で緊急を要するものについては、前項の規定によらないことができる。

4 第3条に定める資格者の審査及び格付並びに本条第2項の業者の選定については、別に定める要綱により審査会において審査し、市長が決定する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市要綱の規定を準用する。

2 この要綱の施行に関し必要な事項について、市要綱に運用又は基準等の定めがあるときは、本要綱にこれを準用する。この場合において「宇和島市」は「宇和島市上下水道局」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

種別	区分	発注対象工事 1 件ごとの実施設計工事
水道施設 （ 構造物工 事）	1 種	全工事
	2 種	30,000,000円未満
水道管 （導・送・配 水管）	1 種	全工事（給水装置が附属するものについては、指定業者に 限る。）
	2 種	5,000,000円未満（給水装置が附属するものについては、指 定業者に限る。）